

学校法人聖泉学園中期目標・中期計画

■はじめに

1985年4月に滋賀県と彦根市の要請により、「社会への奉仕の精神」を持ち、「高度な知識・技術を身につけ、地域社会に貢献する」人材を育成する教育機関として、聖隷学園聖泉短期大学を設立した。

その後、2003年4月に「こころ」に問題を抱える人を理解し、支援する教育研究が必要との認識から、人間学部人間心理学科の1学部1学科よりなる4年制の聖泉大学（以下「本学」という。）を開設し、新たに出発した。

2011年4月には、地域の保健・医療のニーズに応えるため、一般社団法人水口病院からの多大な寄付金の提供と水口病院への学校用地の売却という協力を得て、看護学部を開設した。さらに、滋賀県、滋賀県看護協会からの強い要望があり、2015年4月には、病院・医療現場等において、高い専門知識を備えた看護実践リーダーの育成するための大学院看護学研究科を開設した。同時に滋賀県内の周産期医療を担うため、別科助産専攻を開設し、現在に至っている。

本学は、建学の精神を踏まえ、教育理念を掲げ、不断の大学改革を通じて、地域に根差し、地域から親しまれ地域に貢献できる大学として持続的に発展していく大学づくりを目指しており、その実現のために、以下のとおり、経営改善計画（2015～2019年度）を継承し、経営基盤の安定化を図るため、5年後を見据えた中期目標・中期計画を定める。

■建学の精神

人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成する。

■教育の理念

「自ら考え、判断し、行動する能力」と「他者を尊重・理解し、関係を構築する能力」をあわせもつ「人間力」を培い、地域に貢献できる人材を育成する。

■将来ビジョン

本学は、建学の精神・教育理念に則り、2023年度までの中期目標・中期計画を策定し、選ばれる大学として目標の達成に向けて全力をつくす。

■中期目標の期間

平成31（2019）年4月1日～令和6（2024）年3月31日

■教育研究組織

この中期目標を達成するため、学校法人聖泉学園に以下のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学部：人間学部人間心理学科 看護学部看護学科 大学院：看護学研究科看護学専攻 別科：別科助産専攻

また、この期間内に、新たな教育研究組織の再編等を検討し、円滑な移行への準備を行う。

目標NO	中期目標	計画NO	中期計画
1	教育の充実にに関する目標	1	教育の充実にに関する目標を達成するための措置
	1)単位・卒業・修了認定に関する目標		1)単位・卒業・修了認定に関する目標を達成するための措置
1	(1)単位・卒業・修了認定 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに基づき、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を厳正に適用する。	1	(1)-1 単位・進級・卒業・修了認定等基準の厳正な運用 ・各学部等の教育目標を踏まえて、ディプロマ・ポリシーを、見直し検証しつつ教育課程を充実させる。 ・ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級判定基準、卒業認定基準、修了認定基準を見直し検証する。
		2	(1)-2 厳格な成績管理の実施 成績不振の学生に対する「警告」の仕組みを整備し、成績分布状況をグラフ化するなどにより適正な成績管理を行い、公表する。

目標 NO	中期目標	計画 NO	中期計画
		3	(1)-3 GPA制度の活用 GPA制度をキャップ制、学修指導、進級・卒業判定・退学勧告及び表彰・奨学金など制度基準に活用する。
	2) 教育課程と教授方法に関する目標		2) 教育課程と教授方法に関する目標を達成するための措置
2	(1)教育課程の編成 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーに沿った新教育課程の実施・評価を行う。	4	(1)-1 カリキュラム改革 多様な学生に対応できる体系的なカリキュラム改革を全学部で推進する。ナンバリング等の手法を用いて学生の主体的な学修を促進するとともに、ルーブリック等を参考に学修成果の評価方法の改善を行う。
3	(2)教養教育の充実 教養教育については、教育理念に基づき、全学横断的な教養教育を実施し充実させる。	5	(2)-1 教養教育の充実 教養教育は、全学教務委員会を中心に、カリキュラム・ポリシーに沿って、全学共通科目の新設を含め、教養教育の枠組みと授業科目について検討・整備する。
4	(3)教授方法の工夫・開発 アクティブ・ラーニングなど、教授方法の工夫・開発を進め、組織体制を整備する。	6	(3)-1 教授方法の工夫・開発 ディプロマ・ポリシーの達成のために、アクティブ・ラーニング型授業の開発を促進するとともに、学生の学修成果を把握し、教育効果を検証することにより、教授法の工夫・開発に取り組む。また、FD研修、授業参観を実施し、教員間評価を行う。
	3)学修成果の点検・評価に関する目標		3)学修成果の点検・評価に関する目標を達成するための措置
5	(1)点検・評価の確立 3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立するとともに、教育内容・方法及び学修指導等の改善を行う。	7	(1)点検・評価の確立 3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立するとともに、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて点検・評価を行う。
		8	(1)-2 学修状況の把握と検証 専任のIR担当者を配置するとともに、学生の学修状況を把握するため、学習管理システム(manaba)を活用し、学生の入学時から卒業までの一貫した学修記録のデータを収集分析して、学修成果を可視化する。
		9	(1)-3 授業評価アンケート調査の活用 授業評価アンケートを年2回実施し、アンケート調査結果を全科目担当教員にフィードバックし、授業内容や教育方法の改善を行う。
		10	(1)-4 卒業時のアンケート調査 卒業時アンケートの学生調査において、ディプロマ・ポリシーの達成度を評価するシステムを構築し運用する。

目標 NO	中期目標	計画 NO	中期計画
	4) 教学マネジメントに関する目標		4) 教学マネジメントに関する目標に達成するための措置
6	(1)教学マネジメントの確立 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの下で、明確な教学マネジメントを確立する。	11	(1)-1 教学マネジメントの確立 3つの方針に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針（アセスメント・ポリシー）を策定・活用し、教育の改善・改革につなげる。また、確立に当っては、学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に活用し、その取組を公表する。
	2 学生支援の充実に関する目標		2 学生支援の充実に関する目標を達成するための措置
	1)学修支援に関する目標		1)学修支援に関する目標を達成するための措置
7	(1)学修支援の充実 教職協働による学修支援体制を適切に整備し、TA等の活用をはじめとする学修支援の充実に努める。	12	(1)-1 TAなどを活用した支援 教員の教育活動を支援するため、TAなどを活用する。
		13	(1)-2 初年次教育の充実 大学での学修や学生生活にスムーズに臨めるよう、スタートである1年目から、心構えや目標を定めるサポート体制を強化する。
		14	(1)-3 ボランティア活動の支援 学生の自主的な地域活動やボランティア活動を支援する。
		15	(1)-4 低学力者の支援 中途退学の実態・原因をいち早くつかみ、適切な指導が行えるよう、支援体制を強化する
		16	(1)-5 欠席傾向のある学生への早期支援 授業における出欠管理を徹底する。
		17	(1)-6 障がい学生支援の推進 障がい学生支援に関する基本方針及びガイドラインを学内に周知徹底し、支援体制を充実する。

目標 NO	中期目標	計画 NO	中期計画
	2)キャリア支援に関する目標		2)キャリア支援に関する目標に達成するための措置
8	(1)教育課程内外の支援体制 教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に関する支援体制を整備する。	18	(1)-1 教育課程内でのキャリア教育支援 キャリア教育科目を充実していくとともに、企業や自治体と連携しながらインターンシップ及びボランティアなどの活動を活性化させ、社会人基礎力の育成を強化する。 また、グローバル社会で活躍できる人材の育成に向けた語学研修プログラムを充実させる。
		19	(1)-2 教育課程外でのキャリア教育支援及びキャリアアップ講座・卒業後教育の充実 学生の適性に応じた就職支援及び就職先開拓に取り組むとともに、高い就職率を維持する。 また、キャリアアップセンターにおいては、地域の保健・医療・福祉・教育関係者の看護研究実践力の育成に寄与するよう、臨床現場等との共同研究を推進する。
	3)学生サービスに関する目標		3)学生サービスに関する目標を達成するための措置
9	(1)学生サービス支援の強化 学生の生活に関する環境や相談体制、経済支援、並びに課外活動支援を強化する。	20	(1)-1 学生生活の支援 学生生活等に困難を抱かえる学生が相談しやすい環境を整備する。 また、学内における教育支援活動や学生自身の社会性の向上に資するため、学生に対する、学内ワークスタディ事業を整備する。
		21	(1)-2 奨学金制度の見直し 授業料免除などの経済支援制度の見直しを行うなど、より効果的な支援策を検討・実施する。
		22	(1)-3 課外活動支援の強化 クラブ活動、ボランティア活動及び大学祭活動の支援や学生表彰制度の実施など、課外活動を学生の自己形成の場として幅広く支援する。また、特別クラブを支援する体制を見直し、充実させる。
		23	(1)-4 心身の健康保持支援 学生生活上の心の悩みやトラブル、健康等に対する相談・指導・支援については、カウンセリングセンター及び保健室と連携を図り、きめ細かな支援を行う。
		24	(1)-5 学友会と大学との相互協力 学生の自治組織としての学友会と大学との関わり方について、その相互間の支援体制を確立する。

目標 NO	中期目標	計画 NO	中期計画
	4) 学生の意見・要望への対応に関する目標		4) 学生の意見・要望への対応に関する目標を達成するための措置
10	(1) 学生の意見くみ上げ 学修支援、学生生活及び学修環境に対する学生の意見や要望などをくみ上げるシステムを整備し、その検討結果を改善につなげる。	25	(1)-1 学生の意見等のくみ上げと活用 学生調査、意見箱の設置により学生の意見等をくみ上げ、学修相談、学生生活及び学修環境などの満足度を把握し、学生支援等の改善を行う。
	3 研究の推進に関する目標		3 研究の推進に関する目標を達成するための措置
	1) 研究の推進に関する目標		1) 研究の推進に関する目標を達成するための措置
11	(1) 研究水準の向上 本学の特色を活かした研究や地域課題を解決するための研究を推進するとともに、研究成果を社会に還元する。	26	(1)-1 研究水準の向上 教員の研究活動の奨励及び研究水準の向上を図るため、校務の縮減・サバティカル制度などの体制を整備するとともに、研究倫理教育を確実に実施する。
		27	(1)-2 研究成果の情報発信 学会誌や研究紀要などへの投稿を促し、研究活動を通して得られた成果を学術機関リポジトリを活用するなど多様な形態で、社会に積極的に発信する。
	2) 研究支援に関する目標		2) 研究支援に関する目標を達成するための措置
12	(1) 研究支援体制の強化 教員が積極的に研究活動が実施できるよう、研究環境を整備するとともに、競争的外部資金の獲得に向けた取組を推進する。	28	(1)-1 研究支援体制の強化 競争的外部資金（科学研究費補助金、共同研究、受託研究、研究助成金）の新規申請率を向上させるため、研究支援体制を強化する。
	4 地域貢献・連携の推進に関する目標を達成するための措置		4 地域貢献・連携の推進に関する目標
	1) 地域貢献・連携に関する目標		1) 地域貢献・連携に関する目標を達成するための措置
13	(1) 地域貢献・連携の推進 地域貢献は本学の建学の精神であり、本学の知的・人的資源を地域に還元するとともに、地域を実践的な教育の場として学生の地域貢献活動やボランティア活動を推進する。	29	(1)-1 地域連携交流センターの機能強化 地域貢献の総合窓口として機能を果たすと同時に、地域課題解決の取組が一層効果的になるよう、体制を強化する。
		30	(1)-2 地方自治体、産業界等との連携 地域の課題を解決するために包括連携協定をもとにした連携や受託事業・受託研究・共同研究を推進する。
		31	(1)-3 地域住民に対する生涯学習の機会を提供するとともに各種団体・地域住民との連携推進に取り組む。
		32	(1)-4 学生の地域連携活動や地域貢献活動を推進する。

目標 NO	中期目標	計画 NO	中期計画
	5 意欲ある学生確保に関する目標を達成するための措置		5 意欲ある学生確保に関する目標を達成するための措置
	1) 入学者受入れに関する目標		1) 入学者受入れに関する目標を達成するための措置
14	(1) 入学者選抜の改善 アドミッション・ポリシーを示し、様々な能力や意欲・適性をもつ人材を適切な方法で評価する入試に改善する。	33	(1)-1 入学者選抜の改善 アドミッション・ポリシー及び志願者状況に基づき、入学後の学生調査等のデータを踏まえ、必要に応じて入試科目や入試区分別の募集定員の見直しなど入学者選抜の改善を行うとともに、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働し学ぶ」の3要素を多面的・総合的に評価する入試に転換する。
15	(2) 入学者数・在籍者数比率 教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保する。	34	(2)-1 入学者数比率の適正化 学部・学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の適正化を図る。
		35	(2)-2 在籍者数比率の適正化 各学部・学科、研究科、別科における収容定員に対する在籍学生数比率の平均を100%とする。ただし、人間学部の収容定員に対する在籍学生比率は改善させる。
16	(3) 志願者増と入学定員の確保 戦略的な入試・広報を展開することにより、学ぶ意欲の高い志願者を安定的に確保する。	36	(3)-1 学生募集活動の強化 大学の特色・教育内容を大学案内、ホームページなどで周知するとともにオープンキャンパス、高校訪問、出張講義、業者による大学説明会、SNSを活用した情報発信を強化する。
		37	(3)-2 入学定員の確保 数値目標を設定して、学修意欲の高い志願者の安定的な入学者数を確保するとともに現行の入試制度の分析及び検証を行い、質の高い入学者を確保する。
		38	(3)-3 大学広報の強化 戦略的な広報体制の強化及び大学案内、ホームページ、大学ポートレートなどにより、社会に向けた情報公開・情報発信を行う。
17	(4) 外国人留学生の受入れ 海外の大学との連携、留学生の受け入れを推進する。	39	(4)-1 外国人留学生の受入れ 海外の連携大学から受け入れる外国人留学生に対する手厚い教育・生活指導等のサポート体制を強化する。

目標 NO	中期目標	計画 NO	中期計画
	6 大学運営・経営強化に関する目標		6 大学運営・経営強化に関する目標を達成するための措置
	1) 経営の規律に関する目標		6 大学運営・経営強化に関する目標を達成するための措置
18	(1) 経営の規律と誠実性 法人及び大学として社会的使命を果たすべく、経営の規律と誠実性を保持するとともに、環境保全、人権、安全への配慮などについて、適切に機能できるよう整備する。	40	(1)-1 経営の規律と誠実性 学校法人及び高等教育機関としての公共的・社会的役割と責任を自覚し、常に社会情勢の変化に対応した経営の規律と誠実性を維持しつつ、組織として、関連法令の改正動向を注視し必要に応じて、現規程の業務との整合性を検証し、着実に改正・制定を行い適切に運営する。
		41	(1)-2 環境保全、人権、安全への配慮 CO2排出量削減に資するためのLED化や太陽光を活用した省エネルギー対策等の環境負荷低減、ハラスメントの防止や個人情報保護、学生・教職員の健康管理や情報システム等の安全性の維持に取り組む。
	2) 理事会の機能に関する目標		2) 理事会の機能に関する目標を達成するための措置
19	(1) 理事会の機能強化 理事会は実効性を確保するため、理事長のリーダーシップのもとで、経営の透明性に留意すると同時に、適正で迅速な業務執行と監督機能を確保する。	42	(1)-1 理事会機能の強化 理事に対して定期的に学校法人及び大学の運営状況に関する情報を的確に提供するとともに、理事、監事等に対して研修の機会を提供する。
		43	(1)-2 外部人材の理事への登用 多様な分野における経験や有意義な知見を大学の運営に生かし、自律的な運営を促進するため、外部人材の理事の登用を促進する。
	3) 管理運営に関する目標		3) 管理運営に関する目標を達成するための措置
20	(1) 管理運営の円滑化とチェック 法人及び大学の管理運営の円滑化と相互チェックの機能を強化する。	44	(1)-1 監事及び監査法人との意見交換を踏まえた内部監査の強化 監事、監査法人及び内部監査委員会三者の定期ミーティングの機会を設け、監査実施に係る意見交換を行い、それを踏まえ内部監査委員会による財務監査、業務監査（教学監査含む。）、システム監査を適正に実施し、業務の改善や是正につなげる。
		45	(1)-2 評議員会機能の実質化 評議員会は理事会の意思決定に対してチェックを行う役割を担うとともに、幅広い意見を総合的に大学運営に対して提言する諮問機関としての役割を担う。

目標 NO	中期目標	計画 NO	中期計画
	4) 安定的な経営確保に関する目標		4) 安定的な経営確保に関する目標を達成するための措置
21	(1) 健全な財政基盤の確立 安定的な経営を維持するために、経営の責任を明確にし、中長期的な計画に基づく戦略的な大学運営に努め、自己収入の増加と経費削減などに取り組み、健全な財政基盤の確立を目指す。	46	(1)-1 中期計画に基づく適正な予算配分 中長期的な計画に基づく適切な財務運営を行うとともに事業計画の厳選や既存事業の見直しを継続して行い、事業活動収支の改善を図り、重点事業へより効果的に予算を配分できるよう編成する。
		47	(1)-2 自己収入の増加 科学研究費補助金や特別補助金等の競争的外部資金の獲得や寄附金の受け入れなど、全学的な体制を整備し、自己収入を増加させる。
		48	(1)-3 定員管理と人件費の抑制 大学設置基準に留意し、人事計画を策定する。これに基づき教育研究活動に支障が生じないように計画的に教員配置を行う。また、事務職員は業務の見直しなどにより人員の配置を行う。
		49	(1)-4 経費削減 大学運営全般について効率的・効果的な経費削減を行う。
	5) 業務運営の改善に関する目標		5) 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置
22	(1) 組織運営の改善 経営の責任者である理事長と教学の責任者である学長のリーダーシップの下に、法人及び大学の権限と責任を明確にし、迅速な意思決定のある組織体制を構築するとともに、大学のビジョン、目標に向かって取り組む。	50	(1)-1 組織運営の改善 理事長と学長のリーダーシップの下で迅速な意思決定ができるように学内外の情報収集と調査・分析のためのIR機能を強化し、大学改革を着実に推進させる。
23	(2) 教育研究組織の見直し 地域から評価される大学を目指し、地域の特性及び入学志願者のニーズや地域からの意見等を踏まえ、時代の変化に対応した学部・学科、研究科、別科の組織を見直す。	51	(2)-1 教育研究組織の見直し 地域のニーズを踏まえ、時代や社会に求められる学部・学科・領域編成など、学部の在り方を検討し、方向性を出す。 カリキュラムの改正を行う。合わせて、現在の領域体制を見直し、再編成を行う。 研究科領域の検討を行い、国際看護領域を設置する。

目標 NO	中期目標	計画 NO	中期計画
24	(3)人事の適正化 教育目的及び教育課程に即した教員を確保し、FD活動を推進する。また、SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上に取り組む。	52	(3)-1 教育研究業績評価と教員の評価制度 全教員に対してティーチング・ポートフォリオを促進させるとともに教員個人評価を実施し、評価項目及び数値目標の妥当性の検証を行う。
		53	(3)-2 FD活動の推進 教員の資質向上や教育研究活動の改善・向上を図るため、FD活動を推進し、授業改善活動に取り組む。
		54	(3)-3 事務職員の資質向上と事務職員評価の見直し 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員を対象としたSD研修を実施し、大学職員に求められるスキルアップと職能開発を促進するとともに職種やキャリアステップに応じた評価要素を適切に組み合わせ、公正性の高い評価システムを構築する。
25	(4)事務の効率化・合理化 業務内容の変化に柔軟に対応し、効果的かつ効率的な事務処理ができるよう、事務組織を見直す。	55	(4)-1事務等の効率化・合理化 事務処理の内容及び方法について、定期的に点検等を実施し、必要に応じて改善を行うとともに、効率的な事務処理ができるよう事務組織の見直しを行う。
		56	(4)-2 経営企画室（仮称）の設置 理事長・学長を直下で支えるため、将来ビジョンに基づく、財務の見通しや中長期計画の策定などを企画立案する組織を設置する。
	6)内部質保証に関する目標		6)内部質保証に関する目標を達成するための措置
26	(1)内部質保証推進体制の整備 内部質保証の組織体制を整備する。	57	(1)-1 内部質保証推進体制の整備 内部質保証の推進に責任を負う組織や責任体制を確立させるとともに内部質保証の方針や内部質保証システムを整備する。
27	(2)内部質保証の推進 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施する。	58	(2)-1 内部質保証の推進 自己点検・評価に基づき、達成度及び成果をIRを活用して検証することで次年度以降の教育研究活動等を改善し、内部質保証を推進する。
		59	(2)-2 外部評価の活用 内部質保証の適切性、有効性を客観的に検証するため、認証評価機関による認証評価を受審するとともに、必要に応じて外部の有識者の点検を受ける。評価結果については、改善状況を点検し、教育研究活動等の改善・向上に結びつける。

目標 NO	中期目標	計画 NO	中期計画
28	(3)内部質保証システムの確立 内部質保証のための学部、研究科等と大学全体のPDCAの仕組みを確立する。	60	(3)-1 内部質保証システムの確立 自己点検・認証委員会のもとで、学部、研究科等が建学の精神、教育目的並びに3つのポリシー等に照らし、エビデンスに基づく、自己点検・評価を行い、その結果をもとに検証し、改善していくPDCAサイクルを確立する。
	7)学修環境に関する目標		7)学修環境に関する目標を達成するための措置
29	(1) 教育研究環境の充実 学園全体の施設設備に関するキャンパスマスタープランを策定し、教育研究環境を充実する。	61	(1)-1教育研究環境の充実 よりよい教育研究環境を実現するため、機能強化を推進する施設設備の整備や、施設・設備の老朽化対策などを計画的に実施する。